

## 第28回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成21年6月15日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	消防長	加藤隆久	会計課長	上谷正俊
	総務課長	坪内頼男	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	税務課長	保井正文
	住民課長	木村佳都男	福祉課長	内山導男
	健康課長	新庄孝	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	廣瀬秋好	地籍調査課長	茅原武
	建設課長	野村正明	水道課長	野村久雄
	下水道課長	寺本康二	生涯学習課長	福本美昭
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	福井泉
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	上月支所長	達見一夫
	南光支所長	春名満	三日月支所長	田村章憲
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

**【本日の会議に付した案件】**

- 日程第 1 . 報告 第 1 号 平成 20 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 . 承認 第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号 専決第 3 号）
- 日程第 3 . 承認 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 4 . 承認 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）
- 日程第 5 . 承認 第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 6 . 承認 第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 7 . 承認 第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 8 号）
- 日程第 8 . 承認 第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 9 号）
- 日程第 9 . 承認 第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 10 . 承認 第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 11 号）
- 日程第 11 . 承認 第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 12 . 承認 第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 13 号）
- 日程第 13 . 承認 第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 14 号）
- 日程第 14 . 承認 第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 15 号）
- 日程第 15 . 諮問 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 . 諮問 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 . 諮問 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 . 請願 第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件
- 日程第 19 . 請願 第 4 号 「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすること

---

午前 0 9 時 2 6 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。少し、時間が早いんですが、全員お揃いでございますので、始めたいと思います。

早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 19 までは、6 月 9 日に提案に対する当局及び紹介議員の説明は、終了いたしておりますので、順次、質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願

いをいたします。

---

日程第1．報告第1号 平成20年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 日程第1、報告第1号、平成20年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） はい。じゃあ、繰越明許の関係で、確認をします。地域活性化生活対策事業の関係で、繰越額が12億1,653万ということですが、3月議会の第5号補正では、繰越明許額が12億1,792万ということで、約138万円減額になっております。この減額の内容について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） ただ今のご質問ですけれども、減額の主なものは、子育て応援手当の交付金、この交付の人数が予定しておりましたより減りました。この交付金関係の人員減で108万。それから、同じく、この子育て応援の事務費で、先ほどの人数減で108万の減、事務費で3万5,000円の増ということで、子育て応援関係で、104万5,000円の減額となっております。

それから、もう1件は、定額給付金関係で、事務費関係で、郵券料等の減額、それから電算システム関係の増というようなことで、差し引きで、33万9,000円の減ということで、3月補正から比べますと、両方あわせて、約138万ほどの減となっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。

---

日程第2．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐用町一般会計補正予算 第6号 専決第3号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、承認第3号、専決処分の承認を求めることについ

て、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算、専決第 3 号を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ページ 10 ページ、10 番の 10 の利子割交付金 957 万円、最終的にね。それから、配当交付金。それから、その下ですね、株式譲渡の、その分の、それぞれですね 823 万円、それから 1,073 万 4,000 円、407 万 1,000 円、これらですね、内訳なり、それから件数等分かれば教えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） これは、県の方から配分されるわけですがけれども、細かい数字については、掌握できません。全体的に景気の悪化等で株式関係でありますと、所得は、株式の譲渡所得割の交付金が減であったり、あるいは配当割にしましても、株式関係の配当割ですがけれども、そういう株式市場の低迷の中で、予算より大幅な減となっております。利子割交付金につきましても同様でございます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず 8 ページお願いします。8 ページの町民税の関係で、法人の関係をお伺いします。

均等割が 377 万の補正になっておるわけですがけれども、これで聞きたいのは、法人税割の場合は、法人税が確定しないということで、補正をずっと組んでいくということは、よく分かるわけですけど、均等割で、この年度最後に補正するというね、これは、当初から、もう分からなかったのか、それとも、この間、新たに法人が、成立して課税されているのか、その内容について、この均等割についてお願いします。

それから、法人税割につきましては、医療法人、株式会社等でありますけれども、この 20 年度にね、原則社会福祉法人は、非課税ですが、収益事業やれば課税ということになってますので、20 年度に本町で社会福祉法人も課税があったのかどうか、法人税割ですね、その 2 点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） はい、お答えします。

補正のタイミングいうのを、おっしゃっておると思うんですが、現実的に、20年度におきましては、新たに、法人の税務調査を行っております。それで、ざっと254万とか、新たに、調査によって、法人均等割が増えたケースが、かなりあります。反対に、不況ですから減もあるわけですが、最終的に3月補正で調整しております。

それ、すいません、もう1点何でした。

21番（鍋島裕文君） 社会福祉法人。

税務課長（保井正文君） はい、はい、はい、すんません。

すいません、件数は掌握しておるんですが、個々の法人の、対象法人の内容は、手元に資料用意しておりませんので、申し訳ないです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） その件、また後で報告願います。

続いて、固定資産税の関係でお伺いします。前回、補正で1億6,000、例の上月カントリーの滞納が入ったということでありましてけれども、今回、466万の減額補正になっております。これの内容ですね。つまり、前回の1億6,800万の増額補正との関係があるのか。それとも、全体を通してなのか、この466万減額の内容について、お願いします。

それから、もう1点は、結局、今年度で2億円ほど滞納分が回収されているわけですが、20年度の決算見込みでね、これ滞納総額は、いくらと見ておられるのか、この2点をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） かなり高額を増額しながら、また減額ということで、非常に不具合な結果になっておるんですが、実は、佐用ゴルフ倶楽部関係で、かなりの滞納額もございますし、現年分についても、相当額ということで、1年間の納付計画の基に納めていただいておりますが、1月、2月、3月、あるいは、4月とか、そういった形の分が、3月補正は2月時点ぐらいで、だいたい予算要求するわけなんです、その後、佐用ゴルフ倶楽部の収納がかんばしくなかったということで、3月末時点において、歳入欠陥等のこともございますので、減額する結果となっております。

それから、はい、すいません、固定資産税の状況ですが、現年分では、約97.1パーセントの収納率でございます。で、滞納分につきましては、例のあの、今、ご指摘の上月カントリー等のことがございましたので、54.2パーセントで、滞納分と現年分合わせまして、163億、ごめんなさい、16億3,559万1,000円の予算額でしたが、調定の方では18億5,750万6,487円。収納済が16億4,422万564円ということで、不納欠損が58万2,200円、結果的に、未納額と言いますか、21年度への滞納繰越額が2億1,270万3,723円ということで、トータル的には、88.5パーセントの収納率になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 14 ページ 25 の 15 番の住宅使用料の 4 万 9,000 円ですかね、滞納繰越。それから同じ、その 2 つ下のですね、25 の改良の 5 万 3,000 円。これら、最終的にいくらの件数と、どのようなご努力、今、されてきたんかということも含めて、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 15 番の住宅使用料滞納繰越でございますけれども、これにつきましては、当初予算 30 万、非常にまあ昔からの部分がございますして、難しい部分があるということで、30 万ほど予定をしておったところでございますけれども、途中で補正しまして、50 万。それと最終的に 54 万 9,000 円、滞納処分、処置ができると、処理ができるということで、今回、4 万 9,000 円の増額ということでございます。ということは、30 万当初おいて 54 万 9,000 円いただくということでございます。  
それから、25、25 番ですね。

4 番（岡本義次君） そうです。

建設課長（野村正明君） 25 番につきましても、5 万円当初、予算、当初予算置いておりましたけれども、途中で 8 万 8,000 円、3 万 8,000 円補正し、なお且つ、最終的に 14 万 1,000 円歳入の見込みが立ったということで、補正を、この度させていただくということでございまして、最終的には、改良の方ですね、25 番の方、お 1 人だけ今現在引き続いて次年度へ繰り越したということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それと、15 番の分については、件数何件。

建設課長（野村正明君） 15 番の繰越ですね、これについては 8 人でございます。すいません、

抜かっておりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 13 ページですけど、土木費負担金、にしはりま環境事務組合負担金、当初予算で 2,400 万余り、それから 5 号補正でもされております。減額されておりますけれども、この 1,600 万の減額の内容は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） これにつきましては、20 年度におきましては、例の環境の社会基盤施設の建設に係わる周辺整備の関係でございますけれども、20 年度においては、道路 3 本。それから河川関係 1 本予算措置をさせていただきました。その中で大きいのが、大畑線の改良なんですけれども、これがですね、ご案内のとおり過疎対策でやるということで、それが 90 パーセント充当、当初においては、いうことは、10 パーセント残しておりました。残しておるというのは、これが負担になるんですけれども、これが途中で 100 パーセント充当ということになりましたので、その 1,000、確か 1,014 万、これが全くなかったと。後の道路 2 本と、河川 1 本につきましては、それぞれ入札減ということで、1,616 万減ったということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） この周辺整備についてはね、佐用町は過疎ですから、当初から、何で、その過疎にならなかったのかということはどうですか。途中で、その変わるというのは、当初から過疎なので、みてもろたら良かったと。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） あの、私の説明悪かったんですけれども、当初から過疎ですよ。過疎の充当で、90 パーセントは、起債対応するということで、100 円のところ 90 円は除けて、10 円だけをいただくと。関係町からね。それが、途中で 100 パーセント充当になったんで、その部分がゼロになったということなんです。そういう意味です。



6 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ 11 ページの関係をお願いします。ゴルフ場利用税交付金 4,220 万の補正でありますけれども、この間の上月カントリーの関係で、今まで報告があったわけですが、ちょっと確認したいのは、県税のゴルフ場利用税の滞納額は 5,700 万円と聞いています。ですから、町への交付は、その 70 パーセントで 3,990 万円ということになるわけですが、それにすれば、4,220 万円との差額が出てまいります。この差額は、何を意味しているのか。それとも、県からの交付が 3,990 万円でなかったのか、このあたりの内容説明をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、ごめんなさい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） ご質問のとおり、上月カントリーの関係で、滞納分が、こちらで聞いておるんは、3,972 万 8,000 円ということで聞いております。で、後、その増えている分につきましては、当初予算で、7,630 万円見込んでいましたけれども、全体的なゴルフ場利用税の増ということで、通常分で 247 万 5,000 円の増となっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、（聴取不能）。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ごめんなさい・・・何ページだったっけ。

貸付金関係なんですけど、ええっと、すいません、ページ数で 26 ページ、諸収入、款 80 款、第 80 款諸収入の貸付金元利収入で、10、15 と、それぞれ住宅新築資金等貸付金、それから生業資金もありますけれども、この補正前の額、当初予算の額、そのまま、今回の補正で、最終補正で減額だけされているという、そういう内容になっているかと思うんですが、この回収にあたっての状況、どんなふうに努力されてきたのか、それから、結果どうなのか、この数字的に見ると現年分は、当初、そのまま計画に上げていた金額、そのままを減額する形になっておりますので、そのへん説明をお願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 貸付金につきましてはですね、今現在、総件数で 53 件の貸付件数がございます。前年度末で 8,542 万の貸付金となっております、まあ、特に、貸付、この事業が終了してから、やはり 20 年等経ちましてですね、借受者の死亡、それから不景気による生活困窮等の形の中で、今年度見込んでおりました現年度分についても、いわゆる収納ができなかったという形で、で、この収納に対するあれなんです、それぞれ定期的な督促を送らせていただいたり、面談をしたり、訪問したりしてということで、収納に努めさせていただいておるんですが、中々、さっきも言いましたように、高齢化、それから借受人本人の死亡、それから、転出等によって不在というふうな状況が出てきておりますので、非常に苦慮しながらという形なんです、最終的な決算見込みとして、こういう数字になりましたので、今回減額をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18 番（平岡きぬ系君） この会計は、まあ、これからも続いてあるわけですがけれども、先ほど、説明の中で、収納できなかった理由として、亡くなられているとか、そういう収納不能と言うたらあれですがけれども、そういう事態の方もあつし、不在もあるということだったんですけど、そこらへんは、どういう対応になるのか。

それから、高齢化とか、それから収納できない具体的な形で、この関係だけではなくて、その住宅の、この貸付金の収納ができない方は、他のことには、ちゃんと収納というか、納められているのか、そこらへんの生活実態などは具体的には、どんな状況なんですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、53 件と申し上げておりますが、それぞれ個別の調書を作りましてですね、死亡によるもの、それから、本人が、借受人本人が死亡されても、その相続人、奥さんであったり、子どもさんであったり、償還していただいている件数もございます。それから、中にはですね、約、借受、今現在で言いますと、ちょっと正式に分析はしておりませんが、約 53 件の内ですね、半数近い方が実質的には、借受人の死亡というふうな状況が出てきております。なお且つ生活保護へ移行された方等も 10 件近く出てきております。そういう方と面談しながら、償還の作業を続けさせていただいておるんですが、相当困難な場合が出てきております。

それから、他の税等の絡みの中でですね、その生活保護以外については、毎回、毎年、定例の各課共通の滞納対策会議等を開催していただいて、その情報交換しながら、やっておるんですが、当然、ダブって出て来る方もいらっしゃいます。特に、私ども、福祉課が所管しております中では、20 年度から、件数は少ないんですけども、後期高齢者の保険料

等ともダブられる方も、当然、何人かは、出て発生しているという状況であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 12 ページでお願いしたいんですけど、40 款の分担金及び負担金の総務費分担金の高度情報通信網加入分担金ですけど、この 15 万円の内訳ですね。

それと、この年度の最終的な各地域の加入状況について、お願いしたいと思います。

それから、次は 14 ページから 15 ページなんですけど、使用料及び手数料 45 款の民生使用料と、それから、45 款同じく 30 目の教育使用料、このところで各地域のセンターがあるわけなんですけど、当初予算から増になっている分、それから前年度と比べて、当初予算を増額を見込んで立てて、更に増になっている部分があるんですけど、例えば、西山会館は、西山会館ですね。それから文化情報センター、それから幕山地区センターとか、久崎地区センターとか、こういった所の使用の分析ですね、こういった所が使用しているか。

それから、その 14 ページの一番頭にありますけど、佐用地域福祉センター使用料、どこから、その 4 万 5,000 円入っているのか、お願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず 12 ページ、40 款、分担金及び負担金の高度情報通信網加入分担金でございますが、15 万円の増ということでお願いをいたしますが、これの内訳でございますけれども、加入分担金 10 件分でございます。

それとですね、加入状況でございますけれども、3 月末での加入状況は、6,531 件ということでございます。うち事業所がですね、299 件ございます。従いまして、世帯については 6,232 件というふうな状況でございます。で、加入率でございますけれども、ちょっと分母となります世帯数の数字が、ちょっと昨年のものでございまして、若干、数字が古いわけなんですけど、世帯での加入というものにつきましては、91.4 パーセントというふうに思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、次、教育使用料お願いします。

生涯学習課長（福本美昭君） はい、教育使用料のことで、西山会館の使用料の関係 9 万 1,000 円でございますけども、当初、予定しておりましたものに、今度、水墨画という、そういうようなものを使うことになりましたので、その分の経費が、経費というのか、使用料が増えております。

それから、文化情報センターの使用料につきましてですけども、27 万 5,000 円増ですけども、合計延べの団体ですけども、375 団体ということで、各月の集計を上げておりますけども、それに、例えば、NHKさんとか、町子連、それから、いろんな、それぞれの団

体、通常使われない、年1回とかという団体の方々を合わせまして、それが14団体ほどあるようでございますので、そういうところで、27万5,000円増えております。

以上です。

議長（西岡 正君） 続いて、福祉。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） お尋ねの佐用地域福祉センターの使用料につきましては、補正前にはですね、名目の1,000円だけ置かしていただいて、今回、最終的な使用料の収入が4万6,000円見込めるということで、今回4万5,000円ほど追加させていただいたんですが、ちょっと、どこの団体かというのは、今、手元に資料がございませんので、また後ほど報告させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 24ページ、65の寄付金の中でですね、ふるさと応援寄付金485万、最終的になってございますけれど、これらの件数と、一番大口の方は、いくらぐらいだったんかということ。

それから、23ページ、県支出の委託金、10番、5,020万6,000円、最終的になってございますけれど、これらの委託金ですね、最終的に、いくら徴収して、こんだけの金額がいただけるような格好になったんかということが分かれば。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ふるさと応援寄付金につきましては、件数でございますけれども、362件で、総額485万円ということで多くの皆さん方にご協力をいただいたところでございます。一番、大口の方で25万円という金額の方が1件ございます。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

〔岡本義君「いやいや、もう1つ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待ってください。岡本義次君。

4番（岡本義次君） 23ページの分が、まだ返って来てない。

議長（西岡 正君） はい、ちょっと23ページ。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。はい。

税務課長（保井正文君） 町税事務委託金についてお答えします。これ住民税ということで、町県民税を同時に徴収しておるわけなんです、それにつきまして、当然、県税を町が徴収して県にお渡しするというので、手数料的な物をいただいております。

で、19年度、20年度からは、19年から特に税源移譲ということで、そういった啓発等も含めまして、1件当たり4,000円、通常本則では3,000円ということなんです、啓発費含めて4,000円ということになっております。それで、基礎になる人数が、20年度で9,472人ということですから、これで約3,700万、800万近くあります。

それから、住民税の申告等の間に、過年度の還付金とか、諸々県税を含んだ歳出還付等も行っておりますし、それから、諸々の、そういった県民税からの歳出等、調整をいたしますので、そういったもの勘案して、20年度で、私とこの方から県に報告して実際入ったんが、4,861万5,342円の委託料をいただいております。専決の方は、最終的な数字がつかめましたので、増減分を調整しております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 14ページの使用料の関係でお尋ねします。

民生費、まず1つは民生費使用料の中の長谷地域交流センター使用料、当初予算、そのまま名目だったんが、1,000円が、そのまま減額になっているのと、もう1点、農林水産使用料、木工加工施設使用料、これも当初予算、減額が全額という形の20年度の結果になったということなので、その2つの点について、状況を、ちょっとお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい、まず長谷地域交流センターの使用料の件でございますけれども、昨年3月議会で、長谷地域交流センターにつきましては、指定管理制度ということで、議会におきまして、お認めをいただいたところでございます。指定管理に移行

をさせていただく中ですね、使用料につきましては、指定管理を受けておられる団体に入るというふうなことでございまして、予算当初 1,000 円を計上させていただいておりましたけれども、今回、全額の 1,000 円を減額をさせていただきたいということでございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農林水産のですね、使用料、木工館施設使用料ですか、まあ三日月の木工館ですけども、これもですね、指定管理をさせていただいております。それによって、使用しなかったということで減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。よろしいですか。平岡議員よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） はい、いいですよ。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） さっきの続きなんですけれど、その高度情報通信網加入分担金なんですけど、10 件分ということで、1 万 5,000 円ですが・・・いや違う、15 万円ですが・・・

〔「ページ」と呼ぶ者あり〕

20 番（吉井秀美君） ページは 12 ページ。これ、10 件分で、2 万円の分と 1 万円の分とあるのかなと思うんですが、それ、何件かお願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

20 番（吉井秀美君） それから、もう 1 点は、その使用料の件、14 ページですけど、14、15 ページに亘っておりますけれど、文化協会の会長さんから、町長、要望を聞かれていますと思うんですけど、どのようなことを言われていましたか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 高度情報通信網加入分担金の関係でございまして、誠に申し訳ございません。10 件、総数で申し上げましたけれども、先ほど、議員おっしゃいましたように、通常の場合、今、2 万円ということでございまして、その他、町営住宅等の関係につきましては、1 万円というふうなことでございまして、2 万円が 5 件、それから 1 万円が 5 件ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いつ頃、どのように言われたかということまで、記憶に定かにありませんけれども、あまり特別に、そんな使用料について、特別なことはお伺いしてないと思いますけれど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 34 ページの 53 番、情報通信施設の中で、13 番の委託料ですね、番組制作委託料の、この分でございますけれど、どのような番組を、制作委託したのか、どこへしたのか、そして、件数として、いくらぐらいあったのかということと。

それから、55 ページ、15、林業の 10 番、22 の補償ですね、猟犬の三角の 12 万 5,000 円となつてございますけれど、件数と、これ総額でいくらあったのかということ。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 番組制作委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、姫路ケーブルテレビに委託をさせていただいて、行政番組情報、地域の情報等をですね、発信をいたしておるところでございますけれども、20 年度におきましてはですね、本数として、89 本依頼をさせていただいております。そういったことで、総額的には、456 万 7,500 円ということでございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） すいません、林業振興のですね、補償補填及びの、猟犬の傷病補償金、12 万 5,000 円減額、これ捕獲をしていただくね、イノシシの捕獲をしていただく等にですね、猟犬を使っていたいただきますので、そのケガをすればですね、その医療費の一部を補填させていただいております。本年はですね、1 頭だけだったというふうに記憶してます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 34 ページですけれども、先ほどの情報通信施設費の中で、負担金補助及び交付金、RMP 導入負担金、当初 700 万、そのまま 700 万減額ですけれども、この

内容について。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） RMP と申しますのが、テレビの関係の映像の不正コピーを  
です、防止する装置でございますけれども、通常ですね、現在、今は、アナログ放送で  
すが、今後、デジタル放送ということに移行してまいりますけれども、アンテナから個人  
が直接受信をされる場合につきましては、不正コピーを防止するために、回数制限、録画  
をしようとする回数制限が働くわけでございますけれども、ケーブルテレビにつきま  
しては、その規制が働かないということになっております。そういったことで、民法の放  
送関係から制御をなささいというふうな要請があったところなんです、ケーブルテレビ  
の事業者、それから B-CAS カードと言いまして、今度デジタルテレビになりますと B-CAS  
カードを入れるんですが、その事業者との調整の中で、開発負担金を巡ってですね、この  
導入について合意が得られなかったというふうなことで、今回については、全額減額をさ  
せていただきたいということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その導入については、その負担金をね、どっちが、その町が持つか、  
WINK が持つか、WINK としても、事業者なんです、これは、やっぱり町が持つ  
べき、その負担金なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 私どもも、佐用チャンネル自体をですね、放送をいたして  
おりますし、そういった観点で、やはりまあ、私どもの方で持つというふうなことで、この  
負担金を計上させていただいておったということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その佐用チャンネルの、例えばね、その番組に対して、不正、コピ  
ーするの防止するんですしたら、チャンネルごとに、そうするんかね、佐用チャンネル分を  
町として持つんか、全体として、システム全体の分を持つんですしたら、やっぱり WINK  
にも、何らかの負担してもらおうということも考えられると思うんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 私どもの町の方にもですね、そういった機械、不正防止の機  
械を置きますし、まあ、それは佐用チャンネル分としてですけども、それから、全体の、



皆さん方にご覧になっていただいております、チャンネルの分については、姫路ケーブルの方ですね、発信をする際に制御を掛けるというふうなことになります。ですから、私どもの、町の役場の中にも、そういう機械を設置しなければならないということでございます。

6 番（金谷英志君） はい、分かりました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、歳入のところで聞いてなかったんで、13 ページお願いします。

13 ページの民生費の老人福祉費の関係ですけれども、タクシー運賃助成と、通院送迎サービスの関係で、1つ、タクシー運賃助成、この20年度は、26万2,000円補正をして、結局1,842冊、142万2,000円ということになっています。

これで伺いたいのは、対前年から見たらね、52冊減っております。このタクシーの関係ね、これは、何が原因なのかという点では、つまり3冊制限とか、いろんな問題がありませけれども、この対前年、減っている、または、これが頭打ちか、その当たりの見方も出てくると思いますけど、そのあたりの要因について、どう考えておられるのか。

ただ、下のさよさよサービスについては、対前年2割増しということで、これは確かに増えている傾向が、この20年度出てますけれども、そのあたりをどのように見ておられるのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） タクシー運賃助成はですね、実際には、利用者数は、前年度に比べて増えておるんですね。で、ですから、タイミングと、それから、今現在、完全に1年で、その券がですね、失効するんでなしに、引き続いて、ご利用いただいているという形で、年間の、その発行枚数は、2冊という制限を設けさせていただいて、病院に関しては、1冊追加という、3冊までという運用をしておるんですが、元々、旧、合併前佐用町でやられておりましたのは、1年の、それは、当然無料だったんですけれども、1年の完全な、年間の使用期限を切られていましたので、そういう形になったんかなというふうに思うんですが、今の場合は、1,000円、1冊1,000円、有料ということで、ご負担いただきますので、この使用の終了期限を切っておりませんので、利用者の都合によってですね、必要な時に買い求められているのかなと。実質的には、利用者は増という形になっております。

それから、さよさよについても、現実には、これも利用者が、相当増えて来ておるといふふうな状況でありますので、制度のPRというんですか、制度が浸透してきたことによるものかなというふうな理解をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）            じゃあ、続いて、歳出の 39 ページお願いします。

39 ページの関係では、社会福祉総務費で福祉の町づくり民間施設改修補助金ですね、当初、予算から全額減ということで、確かに、中小企業ということでね、対象ということで、補助額が2分の1というようなことでね、いろいろ使いにくいかなというように思うんですけども、これ、やっぱり執行されないというところについてね、どのように考えておられるのかということで、1つは2分の1補助が問題なのか、それとも要綱ではね、いわゆる中小企業だけじゃなくって、いろんな法人ですね、社会福祉法人を含めて、中小企業に準ずるといような格好になっておるわけですけど、そういった所への周知とか、そんなところにも問題があるのかどうか、この全額執行されない実態について、また改善等ですね、どのように考えておられるのかを伺います。

それから、その下の特定医療疾患の関係では、これは、一般質問、この年度でも一般質問しましたけれども、難病患者が未成年の場合ね、付添いが必要な場合は、付添い者も考えるべきだという提起をしました。この年度、44万6,000円、当初は90万ですから、半額執行されてないわけですけども、こういう実態からしたら、こういう付添い者も事情に合わせてね、考えるべきじゃないかと。たまたま、一般質問した時の人は、入院というようにね、必要なくなりましたけれども、そのあたりは、その後、どのように考えておられるのか、この2点、お願いします。

議長（西岡 正君）            はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君）      まず第1点目の、福祉の町づくりの民間施設の改修助成なんですけど、この助成につきましては、あくまでも改修時、新設時はですね、これの対象になりません。ですから、現有の施設を、例えば、段差解消等をしていただく場合の対応ということで、現実には、20年度も、1件の要請もなかったという形で、非常に申し訳ないんですが、これ、合併してから、ほとんど実際の対象がないというのが、実情であります。

よその市町につきましてもですね、制度まちまちなんですが、ほとんど、この改修施設がされず、まあ、新たな新設の建物を建てられる時にですね、いろんな手続きの関係で、私どもの方へ来ていただいて、そこで、いろんな配慮していただくというのが、だいたい状況になっております。中々まあ、普通の民間施設と言っても、商業施設が中心になると思うんですが、中々、既に、段差解消等をされていたり、いろんな状況がありますので、該当件数がなかったということで、この制度のPRについてはですね、今後も十分に続けていけたらというふうに考えております。

それから、2点目の特定疾患の療養費の事業につきましては、実質的に、ほぼ年度末で件数が固まりましたので、こういう減額をさせていただいたんですが、一般質問でも、鍋島議員からご質問があったように、未成年者に対する付き添いについてはですね、当然、町としても前向きに考えていきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君）            はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）            はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君）            14 ページに戻ってください。数字的には小さいんですけども、ま

ず、けんこうの里三日月の使用料、当初は 640 万が、今度、70 万の増なんですけども、どういった利用者が増えたのか、ちょっと変わった所があるかどうかと。

それと、下の 25 目の道路使用料、ああ、道路使用料の道路占用料ですが、これが、当初より、当初、525 万 1,000 円、3 万円の増になっているわけですけども、この増の理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） けんこうの里三日月の使用料につきましてはですね、いろんな変遷があるんですけど、1 つには、入浴者の利用者の増という形ですね、利用料、使用料の増につながっております。これの中の分析なんですけど、以前に、議会でも報告させていただきましたように、一昨年から、カラオケを止めてですね、それで、できるだけ、お年寄りの皆さん方が、ごゆっくりとお風呂へ入って休んでいただくというような環境づくりをしております。これについては、一時、カラオケの大広間 1 間しかない中で、特定の方が、カラオケをドンドン、ドンドンされる、けんこうの里へ行っても、ゆっくり休めないというような状況がありましてですね、一時ドンと利用者数が減っていたものですね、ある程度、静かに休めるということで、まあ、町内か町外かという分析までは、まだ 20 年度分で、ようしてないんですけども、じょじょに、そういう形の利用者が増えてきているというので、使用料も増につながっているといふうに理解しております。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 道路使用ですね、これにつきましては、占用料ということで、関西電力あるいは N T T ということが、大口なんですけれども、概ね、前年並みでやっているんですけども、20 年度につきましては、民間の、個人のね、お家の、確か、お家の方の建てられることによって、関電のですね、本柱、それから支線が増えたという案件だったと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） けんこうの里が増えているということは、いいことですし、それから、今後も増えていったらいいなと思いますが。

次の、道路の占用料なんですけど、合併前する前に、ちょっと言ったことがあるんですけども、現在は、集落と集落の間は、草刈の刈り賃というか、出ることになって、部落の人は、喜んでおられるんですけども、前々から出ている、集落内は、それが出ないということもあって、高齢化でね、草刈が大変ということで、まあ住民と一緒にということ、よく言われますけども、せめて、この電柱のね、使用料を入れてもらえないかという、集落にね、そういう声が、前々から、よく聞いているんですけども、今回、合併したので初めて言うんですけど、そのへんは、考えていただけないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私は、申し訳ないんですけども、そういう話は1回も聞いたことないんですけども、やはり、占有させていただく、この場合だったら、関電とかNTTでしたら、やはり、土地のね、地権言うんですかね、権利のある方に交付するというものがございますので、申し訳ないんですけども、私どもが、町の方がですね、受け取らせていただくという、やっぱり原則は変えられないんじゃないかなと思います。

それと、その集落内、当然、度々、こういったお話出るんですけども、集落内とか、農地の地先ですね、これについては、当然、お願いの世界でして、お願いしますという部分で、本当に甘えておるんですけども、最終的に、どうもならないという分についてはね、将来的に、どの集落でも、そういった分があると思います。それについては、おいおいですね、検討せなならんし、例えば、シルバーとか、そういった部分に、お願いせざるをえん部分も出てくるかと思っておりますけれども、協働の、参画の地域づくりと、村づくりという観点からですね、頑張っていたきたいな、お願いしたいなということでございます。申し訳ございません。

議長（西岡 正君） いいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） 61ページのね、35番の10の公共下水がまあ、3億8,578万3,000円とか、今まで、随分、こうやって金額が投資されておるんでね、この前、関連ということで聞いていただいたら、下水道課長、職員で、まだ未接続の方、いくらいらっしゃるんですかと。水道もしかりですよ。ほな、ちょっと、親の名前とか地目まで調べてないから分からんということでございますけれど、やはり、これだけ設備やってですね、一般の人に精一杯つないでください、つないでくださいとお願いしておる以上、職員が率先してね、私は、つながんとあかんのんじゃないか思うんですけど、それが、分からないということであれば、ここにいらっしゃる課長が、課長会議、毎月1回やっておるんだったら、自分とこの課へ帰ってですね、つないどらん者おるかって聞いたら分かることですから、次回の9月議会には、誰がつないでおる、何件あるかということぐらい調べてですね、教えていただきたいと思っております。

と言うんはね、やはり、職員の方でも下水も、まだつないでなくて、民家の一般の所へ流れてね、苦情が出てね、こんなことでいいんですかというようなことを、ちょっと聞いたからね、やはり一般の人につないで、やはり、それだけの公共投資してですね、やっぱり皆が、支えて分かち合わんとあかんという時に、職員率先して、やっぱりつないでもわわんとあかんと思っておりますので、そこらへん、よくお願いしておきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 44ページの児童福祉総務費の中で、扶助費、乳幼児医療費1,129万

3,000 円減額ですけれども、当初は、4,200 万余りあります。この減額の内容について。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、ええっと、非常に申し訳ないんですが、これはもう医療費で、終わった後請求されるものでありますので、実績にあわせてということで、大きな病気をされる子どもが少なかったんかなというのと、それから、やはり、どうしても、若干、少子化の関係も影響してですね、今まで、予算編成時より医療費自身が、ちょっと減ってきているのかなという感じであります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それは、そうなんです。単純にね、それは、医療費が変わらんかったら、こんだけなんです。その内容についてね、そのやっぱり、今、言われたように、子ども、病気になる子どもが少なくなったんか、その子ども自体が少なくなるのもありますし、それは、当初に見込んだ上での、このあれですから、予算ですから、この度、補正されるのは、やっぱり、その病気にならなかつたということが、大きな要因なんかどうかということになりますね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まだ、ちょっと医療費の方はですね、完全な、社保なり国保の方から分析資料が年度で出てきておりませんので、非常に申し訳ないんですが、9月の決算時期にはですね、ある程度、見通しいうんか、分析した内容が報告できると思うんですが、集計的なものが、まだ、出ておりませんので、それぞれ実績に基づいて出す分については、金額が確定したということで、今回、こういう処置させていただいておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

6 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 歳入で 21 ページですけど、県の補助金、10 総務費補助金の中の地方バスなど公共交通網維持確保補助金ということで、62 万 4,000 円が計上されていますけれど、これは、あの、当初予算にも金額挙がってございましたけれども、実態として、どう

いう、結果的には、まあどういう金額になるかというか、それぞれ路線ごとにどんな実態になっていきますか。お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 歳入の関係でよろしいのでしょうか。

18 番（平岡きぬ糸君） はい。入です。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、山崎千種の関係でございますけれども、これにつきましては、当初 110 万 9,000 円ということで、今回、51 万 3,000 円の補正でございます。補正後 162 万 2,000 円ということ。

それから、佐用船越線につきましては、当初、237 万 6,000 円、補正額につきましては、11 万 1,000 円と、補正後 248 万 7,000 円といった状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。いいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） いいですよ。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ 45 ページお願いします。民生費の児童福祉費の中で、ひょうご多子世帯保育料軽減事業の関係です。予算の時のね、質問あって、第 3 子以降の子どもとということで質問あったんですけど、出納閉鎖終わっておりますので、確定した内容だと思っておりますので、確認したいのは、1 つは、当初 120 万に対して、17 万 6,000 円の減額ですから、102 万円ほど支出しております。これの件数ですね、該当保育園と件数が、1 つ。

それから、2 つ目に、これは、要綱を見ますとね、確か限度額は、月額 6,000 円というふうに出ていると思うんです。ところが、実態としては、3 歳未満児で 4,500 円、月額。以上児で 3,000 円というような規定になっておりますけれども、この要綱の関係、限度額の関係からしたら、もう少し上げれるんじゃないかという気がするんだけど、そのあたりはどなのか、その 2 点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 申し訳ございませんが、ちょっと手元に細かい資料持って上がっておりませんので、概略なんですけど、保育園については、石井と長谷は、ちょっとどうだったか、あれなんですけども、他の保育園では、ほとんど対象者があったというふうに思っております。

で、最終的な件数がですね、ちょっと、これもはっきりした数値を、ちょっと記憶しておりませんので、また、後ほど報告したいと思うんですが、まあ、全般的に言いまして、

いわゆる第3子以降、鍋島議員言われたように、第3子以降ですので、非常に対象者が少なかったということで、全て、こちらの方で、チェック、掌握して、チェックして、担当の方から、それぞれの家庭にご案内してですね、それで、なお且つ保育料の納入状況等もチェックさせていただいた中で、年度末に支給させていただいたという形になっておりますので、抜け落ちとか、そういう形のものはないというふうに思っております。ちょっと、細かい数字が、手元にありませんので、申し訳ございませんが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） そしたら、要綱の 6,000 円との関係、どないかな。限度額。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、限度額で引っ掛かった人は、ないんかなというふうに思っているんです。あの、いわゆる 6,000 円の分ですね。で、その分の対象者は、確かなかったというふうに記憶しているんですが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「もう1点よろしい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それは、ちょっと、またまとめて報告して欲しいんやわ。対象者はなかったやなくて、あの規定では、3歳未満児が 4,500 円で、以上児が 3,000 円と、未満児や以上児で以外の対象の場合ありえないんでね、6,000 円というのは、何を限度額しておるんかなというのが、もうひとつ理解できてないんで、実態としては、これをどういうふうに適用するんかということ、また報告してください。

議長（西岡 正君） はい、お願いします。よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 最後に、75 ページの基金の関係です。財調と減債を積み立てるいう補正予算になっております。これで、結局、この決算見込みで財調、減債基金、19 年度決算で 26 億円と 10 億円ですか、減債が、どうなったのかということと。プラス、基金総額は、どのように 20 年度決算ではなるのか、この点についての報告を願います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） まず、財政調整基金ですけれども、昨年末で、26 億、約 1,700 万。ところで、今年度、利子、それから、取り崩し、あるいは、この 2 億 4,500 万等の積立で、今年度末では、26 億 7,100 万ほど見込んでおります。

減債基金につきましては、前年度末で、10億1,500万余り、で、今年度、3億5,000万ほどの積立と利子分を積立ますと、年度末で13億7,000万ほどとなっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） 基金トータルは出ませんか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 基金の全トータル、特別会計も含めてですけれども、前年度末で、76億6,800万、これ約ですけれども、今年度末で79億9,400万を見込んでおります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。反対からお願いいたします。ありませんか。賛成の方もありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） それでは、討論を終結いたします。

これより、承認第3号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第3号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町一般会計補正予算、専決第3号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第3 . 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第4号 専決第4号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第3に移ります。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第4号を議題といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔笹田君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 8 ページの、国庫補助金ですが、10 目の財政調整交付金、それから普通調整交付金の、1,619 万 6,000 円の減額、それから 2 号補正で 7,054 万 5,000 円減額されて、また 3 号では、4,389 万 1,000 円減額されているんですが、それが、財政調整交付金、それと、15 節の特別調整交付金の 299 万 9,000 円と高齢者医療制度円滑運営費補助金、これが 107 万 3,000 円の増額になっているんですが、これらの、それぞれの理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 普通調整交付金の関係ですけれども、これは、最終的な実績に基づきます精算交付となっておりますので、実績に基づくものであります。

それから、特別調整交付金の関係ですけれども、これにつきましては、制度改正によります電算の組み替えの部分の特別の交付金であります。

それから、高齢者医療制度円滑運営補助金につきましても、この 21 年 3 月末で、制度的に、今度 21 年度から 2 割負担というふうになっておったんですけれども、継続して、21 年度も 1 割負担となっておりますので、これらについての電算の組み替えの補助金となっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それで、上と下は分かったんですが、特別調整交付金、これ特別にという、この特別の理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） そういう臨時的に法的な改正とか、そういう部分での臨時的な経費に対しての交付金となっておりますけれども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 結局、これは、そしたら、65 歳から 74 歳までの人の対象でいいんですか。

それと、単価で違うということも、チラッと聞いているんですが、そのへんを、もう少し詳しくお願いしたい。ちょっと分かり辛いので、教えて欲しいんですが。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 大変、ちょっと申し訳ないんですけども、単価的な部分の資料を、ちょっと持っておりませんので、また、提出をさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 5ページ、10番の、20の医療費のですね、滞納、繰越分ですね、三角348万4,000円の分と、25番の三角の41万1,000円。

6ページ、20番の同じく53万7,000円。25番の6万円、これらの件数並びに経緯ですね、内訳、見込みとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 一般被保険者の滞納繰越分の医療分でありますけれども、これにつきましては、最終的な収入済額が、1,017万2,182円となります。徴収率は、約19.5パーセント、それから介護につきましては、収入済額が98万9,102円、徴収率が17.34となります。

それから、退職の分ですけれども、医療費分が、111万4,970円、徴収率で41.1パーセント。それ介護分につきましては、13万3,545円、42.3パーセントとなります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そのどう言うんですか、その、どれぐらいご努力をされておるかな。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 国保税につきましても、他の町民税あるいは固定資産税等と同じような形で税務課の方で徴収対策会議あるいは、それぞれ分納の誓約等を行って、また資格証の関係とか、そこらへんを利用しながら、なるべくお話をする中で、納付誓約をしていただくという格好で進めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） すいません。10ページです。基金繰入金で、準備基金繰入金が補正でマイナスになっているんですけど、この繰入で、最終的には、準備基金は、どういう状況になるのでしょうか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 前年度末で、約 9,635 万 7,000 円。途中、若干の補正をしながら調整したわけですが、最終的には、約 5,300 万、5,300 万の取り崩しという形になっております。で、20 年度末で、約 4,400 万ほどが基金として残ってきます。

ただ、この中には、21 年度の精算金等も含まれたような形で出てきますので、基金としては、大変苦しい状況になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 10 ページ、同じく 10 番のですね、27 万 2,000 円と、その下の 3 万 5,000 円の延滞金ですね。それから、その 11 ページ、10 番のですね、補正前が 50 万で、この度、20 万 1,000 円減額し、最終的には、29 万 9,000 円になっておりますけれど、これら、件数いくらあったんかということと、この 3 件お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この延滞金につきましては、その分納誓約された時点で、それぞれ計算していきますので、件数的には、求めることは、ちょっと、中々難しいんですけども、20 年度末での滞納者で見ますと、183 世帯ということになっておりますので、その方々の、それぞれの分納時点での延滞金という形になります。

それから、交通事故の関係ですけれども、ちょっとお待ちください。これは、交通事故の関係 1 件となっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 上の分ね、183 世帯ということですが、上下合わせて、この 183 ということ。2 つで。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） 保険税の滞納件数ということですので、合わせてです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 12ページ、金額的には少ないんですけども、負担金補助及び交付金ですが、県の国保団体連合会会員負担金、これがね、3号補正で、9,000円マイナスになっているのに、今度、同じ9,000円が、増になっている、この理由で、下の分と関連しているのかどうか分かりませんが、ここで、西播支部の分ですね、これが減額で9,000円。この3つの関連理由を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） これ単純ミスで、こちらの方で上下逆の形での補正を挙げておりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

5番（笹田鈴香君） はい、いいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） さっき10ページで質問があった保険税の延滞の、滞納の延滞金は、分納世帯が183世帯の分の収入が補正として挙がっているということで、183世帯は分納するという形の滞納者の方で、183世帯以外は滞納者ないんですね。それが、もう全部という数字ですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 申し訳ありません。全滞納者の件数であります。183件につきましては、滞納者の件数です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） じゃあ、10ページに挙がっている、その延滞金、分納される方というのは、183世帯の内、何世帯なんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長、説明願います。

住民課長（木村佳都男君） 申し訳ありません。国保税の方、ちょっと手持ちの資料がありませんので、件数は、ちょっと分かりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） というのは、保険料を滞納することによって、保険証の取り上げはないとは聞いているんですけど、実態として、改めてお聞きしたいんですけど。保険証については、どのような状況になっていますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 現在での状況ですけれども、資格証明書の発行は 21 件。それから短期被保険者証は、88 件という形になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。よろしいか。

18 番（平岡きぬ糸君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、反対の方からお願いします。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第 4 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第 4 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 4 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第 5 号を議題といたします。

これから質疑を行います。ございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第5号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第5号は、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第5号、専決処分の承認を求め  
ることについて、平成20年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第5号は、原案  
のとおり承認されました。

---

日程第5 . 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐用町後期高齢者  
医療特別会計補正予算 第3号 専決第6号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第5に入ります。  
承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町後期高齢者医  
療特別会計補正予算、専決第6号を議題といたします。  
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 3ページの後期高齢者医療保険料の中の10特別徴収保険料。それ  
から、20普通徴収保険料。それぞれ人数が、もう確定しているかと思うんですけど、い  
ろいろ制度が変わり変わったのであれですが、人数的なもの、確定したものをお知らせ  
お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先だっの一般質問、笹田議員からの一般質問でも、町長の方から  
お答えしましたが、これの人数の確定というのは、非常に難しゅうございましてですね、  
期によって、特に、今年度は、9月まで年金で徴収した方、そこで済んでしまった方。そ  
れから、途中から普通徴収になられた方、いろんな状況がありますので、細かい人数はで  
すね、ちょっと申し上げることができないんですが、先だっの一般質問の回答と同じに  
なるんですが、約4,000人。町内の、今、加入者ですね。3月末の加入者で申しますと、  
3,836人の内、約7割の2,800人が、通年の特別徴収になるだろう。なるような結果にな  
っていると思います。それから、後の3割の1,200人が、いわゆる普通徴収というふうに

ご理解をいただきたいと思います。

なお、先ほども申し上げましたが、これが今年の、この3月末ではですね、その軽減処置が働いたために、相当、年金の徴収する、保険料を納めていただく方が、上半期で終わってしまってますので、相当の人数の開きがございます。ですから、もし、あれでしたら、毎月ごとの月の状況を見ていただくしか、ちょっと方法がないのかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 特別徴収は、いわゆる年金から徴収される方、それで、普通徴収の場合は、納付される方ということで、特に、普通徴収の中の、その3割に当たる方について、尋ねたいんですけど、どんな状況なのか、未納などは、先ほど、あるという他の会計のところで、一般会計のところでも、お聞きしたところ、まあ何件かありますということだったんですけど、どんな状況でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これも先だって、笹田議員の質問にもありましたので、町長の方から答弁いただいたんですが、20年度末で、5月末ですね、出納閉鎖終了した時点で、滞納者が15件出てきております。金額的には、57万9,659円という滞納でありましてですね、その中で、長期滞納者というのが6名いらっしゃって、それ以外の方は、この制度の移り変わりの中で、制度、しっかり理解していただけなかった方、例えば、1人やなんかは、滞納額が600円というふうな金額が、300円2回の600円というふうな金額でですね、この方については、再三、督促なりしておるんですが、中々、病院等に入院されたり、いろんな形の中で連絡がつかないというふうな状況が出てきておりますので、滞納件数については、1,200件。1,200人言いましても、常時、必ず1,200人の固定ではないんですけども、20年度、初めての年度の締めくくりとして、15名の滞納繰越者が出たという状況であります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その15人の内、6人が長期って言われたんです。長期言うても、始まって1年なので、それを長期ということですが、その方は、いわゆる、これまでは、法律で、この高齢者の方は、保険証取り上げられないというところから、この会計になったことによって、取り上げられることになりましたけれど、その保険証を取り上げるといって、長期の方に対する対応は、これは、町の窓口で判断できるというふうに聞いているんですが、そうなんですか。実態は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まあ、長期というふうに申し上げたんですが、普通徴収、9期まであるんですが、その1期から9期まで、ほとんど入っていない方というふうなことでご理解いただきたいと思います。

それで、今、その資格証の関係はですね、県の広域連合と町の方で、いろんな調整を、最終的な調整をしております。広域連合の方はですね、基本的には、いわゆる年間、まあ、その期は各市町によって違ったり、いろんな特別徴収の方は、滞納というのが起きてこないんですが、普通徴収の場合の、その期で、いわゆる3期以上、滞納されている方については、資格証発行してはという話が出てきておりますが、それについて、町の、実際の事務に当たる、町の方でですね、いろんな調整をしながら、また、その分納相談とかですね、納付相談に応じながら、対応するというので、まだ、最終的な結論はですね、今回、出しておりませんので、この7月に一斉に受給者証の更新という格好になるんですが、その中では、再度、これから協議を進めてですね、どう対応するかというのを決定していきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。平岡議員、まだありますか。よろしいですか。

はい、これで、本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第6号は、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第6号は、原案のとおり承認されました。

ここで暫く休憩をしたいと思います。11時まで休憩したいと思いますので、お願いします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前の質問について、3課の方から説明したいという旨の申し出がありますので、順次報告していただきます。

まず、住民課から。はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 国民健康保険特別会計の中で、笹田議員よりご質問のありました、特別調整交付金の関係なんですけれども、299万9,000円の増。全体的には、300万という形になっております。



その内訳としましては、特別徴収の開始に伴うシステム改修、これが、単価的には150万。それから、特別徴収にかかる口座振替の選択制度ができましたので、これにつきましても150万という形で国の方から来ております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず、鍋島議員からお尋ねの、多子世帯の保育料の軽減なんです、

〔山本君「何ページ」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） ページ数ですか。

〔山本君「今、ぼつと言われたって、書きようがないし」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 45ページだと思うんですが、保育園の多子世帯の保育料の軽減事業の分であります。この分については、町内の対象件数が38名であります。全体的には、430人ほどの園児をお預かりしておるんですけども、最終的に確定したのが38名という形であります。

それから、もう1点、吉井議員からの、平福の地域福祉センターの使用料の、その納入をされた方なんです、道の駅の総会とかですね、地域の全体的な行事が何回かありまして、それ以外に、文化協会の関連団体で、おそらく、このことをおっしゃっておると思うんですが、その使用料の関係で、持ち回りの短歌会等をされた場合の使用料をいただいているようです。

議長（西岡 正君） はい、続いて、税務課長。ちょっと、内容だけ、どこかいうことだけ、ちょっと言ってください。

税務課長（保井正文君） 8ページの方をご覧いただきたい。

8ページ、法人税の方で、法人町民税の方で、医療法人とか社会福祉法人の実態はどうだということですが、医療法人の方は、4法人ございまして、21年・・・ごめんなさい、20年度も課税になっております。

また、社会福祉法人については、課税の実態はございません。

それから、もう1点、先ほど、固定資産税の絡みで、ちょっと不適切な発言ということで、具体的に、何々ゴルフ場という形で3月補正と、専決の逆転は、どうだということでお答えしたんですが、レジャー、スポーツレジャー産業ということに、訂正の方、ひとつよろしく願いたいします。

議長（西岡 正君） はい、以上でございます。

---

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第4号 専決第7号）

議長（西岡 正君） それでは、続いて日程第6に入ります。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第7号を議題といたします。

これから質疑へ入りますが、質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4ページ、同じく10の30、30万7,000円、この件数と見込み、推移をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 滞納繰越分の普通徴収の保険料30万7,000円の減でございますけれども、見込みとしまして、決算見込みでは、39万7,932円を見込んでおります。収納率は18点、調停額は218万8,908円ですので、徴収率は18.18パーセントでございます。人数につきましては、42名でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、7ページお願いします。35款の繰入金で、20項の基金繰入の関係です。まず、伺いたいのは、今回、1,100万円の補正減になっておりますけれども、当初予算から見た場合に、今回で、この基金がね、4回目の補正ということになっております。それだけの、見込みがあったんだということでありましてけれども、確認したいのは、平成21年度、今年度から介護保険料が、平均で、500円アップ、月額ですね。3,100円が、3,600円になってます。その議論の中でね、この準備基金の関係が、かなり議論されて、つまり、20年度決算見込みでね、基金が、5,500万円しかないから、この引き上げ止むを得ないということでの説明になっております。それからしますと、今回、1,190万円の減額ということになれば、基金残高が7,000万円になるということですから、第4期分の介護保険料を算出する際のね、いわゆる基礎が違ってきていると。この基金の関係ではね。ということになります。そこで、ちょっと確認したいのは、何で、こんなに多くの基金の補正をやっているのかということとは、そうだったんだと言われたら、仕方ないんだけど、その、意図的にさえ感じるんですね。10月段階で、精一杯挙げておいて、ここでドンと下げていくというような感じさえするんですね。まあ、そんなことないと思いますけど。この4回の補正の内容と、それから、当然のことながら、全ての介護保険の、介護給付費のね、伸びを計算して、勿論、その負担割合の関係から給付費の伸びからね、計算して、基金残高5,500万円で500円の引き上げしておるわけですから、当然、第4期分が、

大きくね、お金が余ってくるという理屈になります。この想定から言えばね、だったら、やっぱり、この引き上げが問題じゃなかったのかと。言わざるを得ないわけですけど、そのあたりについて見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 補正予算の段階では、一応、ここの基金繰入金で、歳出と歳入の調整を行って、ここで調整している関係で、その回、その回、ここで、補正の方させていただいております。

で、先ほど、ご指摘のありました、基金の残高ですけれども、一応、21年3月31日現在では、先ほど、7,000万と言われましたけれども、けど実際、7,100万ということになっております。で、この中には、20年度の収支、精算の中で、返還金を行う部分があります。で、介護給付費の負担金として、精算を行うものが、約820万円。それから地域支援事業の補助金として、精算で返還を行うものが、820万円、ちょっと端数ありますけれど、これは、まあ、9月議会で、補正させていただくんですけれど、それで、今回の20年度決算で、210万ほどの繰越が出るということで、最終的には、5,670万円ほどの繰越残高となります。

先ほど、おっしゃいました、5,500万円よりは、少し多いんですけれども、ギリギリの線ではなかったかなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい。はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第7号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第7号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第7号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第7．承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第3号 専決第8号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第7に入ります。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第8号を議題といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第 8 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 8 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 8 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 8 号は、原案の  
とおり承認されました。

---

日程第 8 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町簡易水道事  
業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 9 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることにつ  
いて、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 9 号を議題といたします。  
これから質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 5 ページなのですが、本当に細かい数字ではあるんですが、雑入で  
すね、45 款 15 項の 10 目、雑入で、その他の雑入に 8,000 円があるんですが、ちょっと、  
この間、担当にお聞きしますと、メーター代ということを言われたんですが、メーターに、  
どうしてお金があるのか、どういうメーターなのか、ちょっと教えて欲しいと思います。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） お答えします。このメーター代ですけれども、新規に加入される場  
合、メーターは申請者の負担となっております。この場合 8,000 円は、3 カ所分で、8,000  
円となっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) 3ページ、10番の15、9万5,000円の滞納分でございますけれど、件数と、その見込み、推移。

それからですね、5ページの10番の雑入のところで、町有建物、共済等の共済金が、397万6,000円少なくて済んでおりますけれど、それらについては、どうだったんかということ。

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長(野村久雄君) 先ほどの水道料金の過年度の滞納分ですけども、これについては、ちょっと今のところ資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、させていただきたいと思っております。

それから、次の雑入の町有建物の火災共済金ですが、これは、豊福の浄水場のテレメーターが落雷事故で、落雷事故に遭いまして、その時に、見積り額としては1,800万程度予定しておったんですけども、実際、工事をやりますと1,400万円程度で終わっております。その差額を、今回、減額させていただいております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。はい、他にございますか。

はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第9号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第9号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第9 . 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第4号 専決第10号)

議長(西岡 正君) 日程第9、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決第10号を議題といたします。

これから質疑に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 3 ページ、15 款、使用料及び手数料の使用料のところの滞納繰越分です。公共下水道施設使用料の滞納分ですけど、年度末の状況をお願いします。それから、5 ページで、工事請負金の 220 万の減についてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長、答弁願います。

下水道課長（寺本康二君） 1 つは、滞納繰越の状況という形であったと思いますけれども、調定額は、402 万 4,850 円のところを 174 万 3,220 円という形で、残額 228 万 1,630 円という形で、徴収率、滞納繰越分の徴収率は、43.3 パーセントで、51 人が、現在滞納という形で残っております。

それと、建設改良分の 220 万、この、すいません、現場管理費の工事請負費の 220 ですね。

議長（西岡 正君） そうです。

下水道課長（寺本康二君） これはですね、いわゆる 3 月の補正で減額させてもらったり、そこらへんはあるんですけども、それ以後の緊急道路補修とか、マンホールポンプが、いざ故障した時に、対応できるように置いていた予算が、不用額になったという形でございます。

20 番（吉井秀美君） ほな、あっちこっち。

下水道課長（寺本康二君） はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。  
ないようですから、質疑を終結します。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第 10 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 10 号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 10 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、  
専決第 10 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 10、承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町生活排水  
処理事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 11 号）

議長（西岡 正君） 日程第 10 に入ります。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 11 号を議題といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ、10 番の 15 の滞納繰越、4 万円、金額少のうございませうけれど、件数と、その推移、見込みをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） はい。4 万というのは、結局、収入額、浄化槽使用料が増えたと。滞納繰越分が増えたと、収納額が増えたという形でございますけれども、滞納繰越分が、49 万 3,000 円のところ、19 万 2,400 円という形で、収納しております。収納率が 39.3 パーセントで 11 人が現在残っておるといって、目標額、ちょっと収納が上がったんで、補正させていただいたという形でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第 11 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 11 号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 11 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 11 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）

議長（西岡 正君） 日程第 11、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 12 号を議題といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第 12 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 12 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第  
12 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 12 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘  
特別会計補正予算 第 3 号 専決第 13 号）

議長（西岡 正君） 日程第 12、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、  
平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 13 号を議題といたします。  
これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第 13 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 13 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 13 号は、原  
案のとおり承認されました。

---

日程第 13 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町歯科保健  
特別会計補正予算 第 3 号 専決第 14 号）



議長（西岡 正君） 続いて日程第 13、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 14 号を議題といたします。これから質疑を行います。ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） これは、精算ということだろうと思うんですが、全体を見ますと減額できているわけですけれども、全体を通して、1 年間を通してなんですが、ブラッシング指導とか、それから訪問指導、特に、介護保険の関係にもなりますけれども、そういった指導は全部、今までどおりなされているかどうか、だいたい、どの学校で何回、保育園で何回ということを教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 今までどおり行っております。で、保育所も小学校もブラッシング指導とか行っておりますけれども、ちょっと回数については、今、資料を持ち合わせておりませんので、改めまして、報告させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。

5 番（笹田鈴香君） 訪問は。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

健康課長（新庄 孝君） 訪問診療の方も行っております。回数の方、ちょっとまた調べて報告させていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それと、前にも言ったことがあるんですが、町ぐるみ健診で、歯科の場合は、希望によりということではあるんですが、その後の事後指導などの葉書をね、最初は、1 回だけは、全体に出されたわけですけれども、掛かりつけの歯科へ行ってくださいという通知が、こう来たわけですが、それがなくなっているんですが、やはり、それは復活していただいて、やはり歯は、一番健康の源にもなりますので、それを検討していただけるかどうか、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（新庄 孝君） ちょっと、申し訳ありません。今までの状況を、ちょっと十分調べまして、また、返事の方をさせていただきます。ちょっと、今、経過の方を十分把握しておりませんので、申し訳ございません。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。他にございませんか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第 14 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第 14 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 14 号は、原  
案のとおり承認されました。

---

日程第 14 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町宅地造成  
事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 15 号）

議長（西岡 正君） 日程第 14 に入ります。  
承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町宅地造成事業  
特別会計補正予算、専決第 15 号を議題といたします。  
これから質疑を行います、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 結局は、宅地が売れなかったということなんですけれど、問い合わ  
せ等はあったというように聞いておりますけれど、状況はどうだったのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 問い合わせにつきましては、8 件の問い合わせがあって、いろ  
いろと協議をした経緯があります。8 件です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） じゃあ、団地ごと、何件ずつぐらい問い合わせがあったんですか。

議長（西岡 正君） 団地ごとに件数を。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 一番多いのは、さよう団地で5件です。後、広山団地が1件。早瀬が1件です。

20 番（吉井秀美君） 早瀬。

〔「7件」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） よろしいか。もう1件あるんやけども、よろしいですか。足し算があわん。分かりますか。もう1件。いいですか。はい。

商工観光課長（廣瀬秋好君） あの、慌ててメモをしまったので、どれかが漏れていると思うんですけれども、多いかったのは、さよう団地が多いかったというふうに覚えています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。  
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、承認第15号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第15号を、原案のとおり、承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決第15号は、原案のとおり承認されました。

- 
- 日程第 15 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 16 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 17 . 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程第 15 に入りますが、日程第 15 ないし日程第 17 につきましては一括議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

諮問第 2 号ないし諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 26 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

諮りします。諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

続いて、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、お手元に配りました意見書のとおり答申することと決定いたしました。

続いて、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしましたとおりの答申したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

---

日程第 18 . 請願第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 18 に入ります。

請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

これより請願第 3 号に対する質疑に入りますが、ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、質疑を終結いたします。

これより請願第 3 号に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第 3 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件について、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、採択することに決定いたしました。

---

日程第 19 . 請願第 4 号 「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすること

議長（西岡 正君） 日程第 19 に入ります。

請願第 4 号、「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすることを議題といたします。

これより請願第 4 号に対する質疑に入りますが、質疑は、ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第 4 号に対する討論に入りますが、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君

8 番（井上洋文君） 請願第 4 号、農地法の一部改正する法律案を廃案することに対して反対討論を行います。

輸入食品の安全性の不安から安心・安全な食料の安定供給を図り、わが国の食料自給率を向上させていくことは、国家的な課題であり、重要なことと思います。これまで抜け道

の多かった農地転用規制を厳格化するとともに、農地の有効利用を図るために所有を基本とした農地制度を改め、利用としたところが大きな特徴だと思います。

この度、請願で述べられている内容については、本改正が戦後農政の発展を覆すものとなる。また、大企業による優良農地が集積され、認定農家や集落営農の存在を脅かすことになる。また、農地法改正が重大な障害をもたらすことなどにおいて、事実確認に相反する点や、極論的な意見が見受けられます。

やはり、今後の農業、農政のあり方については、難しい問題であり、様々な意見があることはと思います。従って、問題とされる内容も含めて、適切に国で審議されることであり、一方的に農地法の一部を改正する法律案を廃案する旨の提案することには賛同できません。よって、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 私は、請願第 4 号に、賛成の討論をいたします。

同法案は、効率的な利用を口実に、儲け本位の企業による農業経営支配に大きく道を開くものです。自民、公明、民主の各党が提出した修正案は、耕作者という表現を一部復活したものの、政府案に盛り込まれた利用権の自由化という考え方は、そのまま温存しました。家族経営中心の農業を解体し食料の自給率向上や環境保全などに重大な障害を持ち込む改定の本質は変わりありません。元々、今回の農地制度見直しは、農村の現場から出たものではなく、財界の要請を踏まえたものです。政府が口実とする耕作放棄地の解消は、農地法の見直しではなく、農家経営が成り立つ農政に転換してこそ実現できます。政府は、耕作放棄の広がりを強調し、意欲ある担い手に農地利用を広げれば解消できるかのように言います。しかし、耕作放棄が広がる最大の原因は、輸入自由化や価格暴落の野放し、減反の押し付けなど、農家経営を成り立たなくしてきた、歴代自民党政府の農政です。農地制度に原因を転嫁するのは、無責任な議論です。

もうけ第一主義の株式会社が農業に進出するとすれば、耕作放棄地を敬遠し、ひらばの優良農地に集中し、そこで営農する認定農業者などと競合する形になるのが一般的でしょう。実際に、企業参入の多くは、施設園芸など、儲けの見込める分野であり、環境保全の役割が大きいのに、収益性の低い水田や畑作では少ないのが現状です。

地域の共同の財産として将来に亘っての利用が求められる農地を目先の利潤追求が第一の農外企業に無制限に解放すれば、農家の活性化どころか、農地利用や農村社会に重大な混乱と障害を持ち込むということから、この法案、廃案に賛成をします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 請願 4 号、農地法の一部を改正する法律案を廃案にする事の意見書提出の請願に反対の討論をいたします。

今回の改正、それは、それによって農家が従来のような、請願者の言われる、農地は、耕作者自らが所有することを最も適当であると認め、耕作者が農地の取得の促進、耕作者の地位の安定を脅かすものであるというふうには思いません。

当町のような条件の耕作地に大企業が進出し、農地の権利固定というようなことは、ほとんど考えられないというふうに思いますが、後継者がなく耕作放棄田の増大が心配をされておる昨今、それを望み、そのことにより農家も地域も活性化をするというようなことが、もしあるとするならば、それは、農家にとって、選択肢が増えるということであるのではないかというふうに思います。

今回の改正案、どのように全て改正されておるか、熟知しているわけではありませんが、請願者の趣旨を拝見する限りでは、改正されたからと言って、農家にとって、今までどおりの農業はできないというふうなことになるようなことでもなく、大企業によって、必ず農地が集積されるわけでもありません。むしろ、先ほど申し上げましたように、農家にとって、選択肢が増えることが考えられます。それらの観点から農地法改正に対する意見書提出には反対をいたします。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、請願第4号に対する討論を終結いたします。

これより、請願第4号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

請願第4号、「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすることについて、原案のとおり採択することに賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、本請願は、不採択にすることに決定いたしました。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。明6月16日から6月24日まで、委員会開催等のため本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る6月25日午前9時30分より再開したいと思います。

それでは、本日は、これにて散会いたします。どうもご苦労様でございました。

---

午前11時36分 散会